

第3期会津若松市地域福祉計画・社会福祉協議会地域福祉活動計画(案)及び 第2期会津若松市重層的支援体制整備事業実施計画(案)への意見募集結果

標記の件について、市民意見公募(パブリック・コメント)を実施しました。第3期会津若松市地域福祉計画・社会福祉協議会地域福祉活動計画(案)につきましては、ご意見がありましたので、その結果とお寄せいただいたご意見に対する市の考え方についてお知らせいたします。

- 1 募集期間 令和7年12月18日から令和8年1月16日まで
- 2 提出意見 3名の方から3件のご意見がありました。
- 3 意見の要旨と市の考え方

意見の要旨	市の考え方
<p>第3章 第2期計画の検証と今後の方針性について、「幼少期からの福祉意識の醸成が必要不可欠なため、福祉教育の推進が重要」と示されています。</p> <p>第3期計画における取組の方向性では、学校教育や地域活動が示されていますが、保育園やこども園の取組が薄いように感じます。</p>	<p>福祉教育については、子どもたちの健全な育成を進めるとともに、地域住民の学びを通じて地域福祉の推進を図る、地域に暮らす全世代を対象とした取組ですが、ご指摘のとおり、子どもたちを含む地域住民の皆様へ、地域や福祉について学ぶ機会を提供することは重要であると考えております。</p> <p>このようなことから、市といしましては、第3期計画におきましても、「人を慈しむ心、尊重する心を育むこと」を目的として、教育機関や社会福祉協議会、地域と連携し、幼少期からの地域活動への参加や学校教育を通じた継続的な福祉教育を取り組んでまいります。</p>
<p>第2期計画の主な成果として、「重層的支援体制移行準備事業における多様な課題を包括的に受け止める相談体制の整備」を取り上げていますが、こども園・保育園における地域子育て支援拠点事業の相談事業とはどのような位置づけとなるのか教えてください。</p>	<p>地域子育て支援拠点事業については、重層的支援体制整備移行準備事業に位置づけられた事業になっており、認定こども園や保育所等に「子育て支援センター」を開設し、育児相談をはじめ、子育ての孤立感や負担感の解消を図るなど、子育て支援に取り組んでいます。</p> <p>ご指摘の重層的支援体制移行準備事業については、令和7年度から重層的支援体制整備事業に移行しましたが、この事業においては、子ども・子育てのほか、介護、障がい、生活困窮といった分野別の支援体制では効果的な対応が難しい「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応する包括的な相談支援体制を構築し、断らない相談と伴走型支援に取り組んでいます。</p> <p>なお、地域子育て支援拠点事業は、子育て支援を行うなかで複合的な課題を抱えていると判断できる場合に、重層的支援体制整備事業につなぐ役割を担っています。</p>
<p>基本施策3-3 災害時に備えた地域づくりについて、児童施設は災害時に一番避難の如何が問われ、施設も市内に点在しています。実質的な災害備品の調達や援助の方針が分からず、不安があります。具体的にどのような取組となるのか教えてください。</p>	<p>市の災害対策につきましては、市のホームページに公開しております「市地域防災計画」でお示ししています。その中で、園児や児童等を災害時に配慮が必要な方として、その安全確保について記載しているところです。</p> <p>また、現在、市では、市民の皆様に対して、災害への備え方や市の対策などを知っていただく機会として、防災出前講座を開催しておりますので、是非ご活用ください。</p>